

武蔵野市立武蔵野商工会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市立武蔵野商工会館条例の一部を改正する条例

武蔵野市立武蔵野商工会館条例（平成13年3月武蔵野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前					改正後					説明
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）					備考の追加
区分	午前	午後	夜間	全日	区分	午前	午後	夜間	全日	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
金額（略）					金額（略）					
					<p><u>備考 武蔵野市内に住所を有する者、武蔵野市内の事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは武蔵野市内の学校に在学する者（以下「市民」という。）以外の者又は市民を含む団体以外の者が使用する場合の使用料は、この表に規定する額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。</u></p>					

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の武蔵野市立武蔵野商工会館条例の規定により、既に市民会議室の使用の承認を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料の見直しに伴い、所要の改正をするものである。